

記 号
産

回 議 書

決 裁 区 分		文 書 種 類		保 存		
市長・副市長・教育長・ <u>部長</u> ・ 副部長・課長・グループ長		依頼		永・10・5・3・1	年 12 月まで 3	
起案 平成23年 2月 1日		起 案 者			公印使用承認	
決裁 平成23年 2月 4日		産業振興部 産業労政課 産業労政G 補職名 専門員 TEL (内線) 氏 名 富田 洋幸 印 (2395)			2月4日	
施行 平成 年 月 日						
決 裁				指 示 事 項		
		市 長	副市長	教育長		
主 管	回 議	部 長	副部長	課 長	グループ長	所 属 員
						 
関係部課	合 議	部 長	副部長	課 長	グループ長	所 属 員
関係部課	合 議	部 長	副部長	課 長	グループ長	所 属 員
関係部課	合 議	部 長	副部長	課 長	グループ長	所 属 員
次のことについて決裁をお願いします。						
標 題						
平成23年度・草津市職業安定協力員の推薦について（依頼）						

合議者意見	

標題の件につきまして、同和地区住民の就労促進を図るため、各隣保館に職業安定 協力員を配置（各1名）しています。同協力員の任用期間につきまして、来る平成2 3年3月31日をもって終了します。 つきましては、平成23年度の任用手続きについて、別紙のとおり各[]に推薦 依頼をしてよろしいかお伺いします。
記
1. 経過（支部推薦を依頼する経緯） 職業安定協力員の職務及び任用につきましては、職業相談や職業安定所との連絡調 整、就職後の定着指導など多岐に渡ると共に、個人の職歴や家族の状況などの内容を 伴うため、地域の実情に精通するとともに住民からの信望の厚い人が望まれています。 こうしたことから、任用にあたっては草津市同和事業促進協議会との間の調整によ り、従来から部落解放同盟各[]から推薦を受けることとなっています。
2. 依頼文 別紙のとおり
3. 依頼先 部落解放同盟 西一支部 [] 氏、木川支部 [] 氏 橋岡支部 [] 氏、芦浦支部 [] 氏
4. その他 依頼に係る各支部への訪問について、当課と同様に嘱託職員（健康福祉推進員・社 会教育指導員等）の推薦を依頼しています人権政策課及び人権センターと日程調整を 行い、3課長が一緒に各支部を訪問する予定です。

5. 草津市職業安定協力員規則 別紙のとおり

6. 現在の任用者（参考）

	隣保館名	氏 名	生年月日	採用日	最長任用期限
	西一会館			H20.7.1	H25.3.31
	新田会館			S54.4.1	H23.3.31
	橋岡会館			H10.5.1	H23.3.31
	常盤東総合セ				
	ンター			H22.4.1	H27.3.31

※最長雇用期間について、「草津市非常勤嘱託職員に関する要綱」の第8条第1項に定める5年とするが、各地域において、適切な後任者が見当たらない場合、当分の間この限りではないとして取り扱っています（過去の交渉経過による）。

平成23年度嘱託職員報酬月額表

行2-2	1年目	181,000 円
	2年目	182,000 円
	3年目	183,000 円
	4年目	184,000 円
	5年以上	185,000 円

草 産 発 第 147 号
平成 23 年 2 月 4 日

部落解放同盟 支部
様

草津市長 橋川 渉

平成 23 年度草津市職業安定協力員の推薦について (依頼)

晩冬の候、ますます御清祥のこととお喜び申し上げます。

日ごろから、草津市政の推進に御協力をいただきお礼申し上げます。

さて、同和地区住民の就職の機会均等と雇用の促進を図るため、各隣保館に配置しています職業安定協力員の任期につきまして、来る平成 23 年 3 月 31 日をもって任期が終了します。

つきましては、平成 23 年度の任用にあたり、貴支部から推薦をいただきたく、別紙推薦書を提出いただきますようお願い申し上げます。

記

1. 任用期間 平成 23 年 4 月 1 日から平成 24 年 3 月 31 日まで
2. 勤務日数 週 5 日
3. 報酬額 別紙のとおり
4. 推薦書提出期限 平成 23 年 2 月 28 日 (月) まで

担当部署	産業振興部 産業労政課
担当者	中出、富田
電話番号	077-561-2352
FAX 番号	077-561-2486
電子メール	sanro@city.kusatsu.lg.jp

平成 年 月 日

草津市長 橋川 渉 様

部落解放同盟

支部

印

平成23年度草津市職業安定協力員の推薦について

このことについて、下記の者を推薦いたします。

記

1 住 所

2 氏 名

3 生年月日

上記の推薦について、承認します。

平成 年 月 日

町（地区）同和事業促進協議会

印

○草津市職業安定協力員規則

昭和60年3月30日
規則第8号

草津市職業安定協力員規則(昭和51年草津市規則第15号)の全部を改正する。

(設置)

第1条 旧地域改善対策特別措置法(昭和57年法律第16号)第1条に規定する対象地域に居住する住民(以下「対象地域住民」という。)の就職の機会均等および雇用の促進を図り、生活の安定に寄与するため本市に草津市職業安定協力員(以下「協力員」という。)を設置する。

(嘱託)

第2条 協力員は、同和問題に関して深い知識と理解を有し、かつ、対象地域住民の信望も厚く熱意をもって活動できる者のうちから、関係機関との協議により市長が嘱託するものとし、その身分は、非常勤嘱託の特別職の地方公務員とする。

(任用期間)

第3条 協力員の任用期間は、任用の日からその日の属する年度の末日までとする。ただし、市長が特に必要と認めたときは、任用を更新することができる。

(職務)

第4条 協力員の職務は、次の各号に掲げる事項とする。ただし、紹介業務については、職業安定法(昭和22年法律第141号)の定めるところによる。

- (1) 対象地域住民の就労実態の把握に関すること。
- (2) 対象地域住民の就職前指導および就職後の職場定着指導に関すること。
- (3) 就職援護制度および技能取得制度の啓発ならびに指導に関すること。
- (4) 労働保険制度および社会保険制度の啓発ならびに加入促進に関すること。
- (5) 就労指導推進員に対する連絡に関すること。
- (6) 職業紹介を希望する者に対する公共職業安定所への連絡取次ぎに関すること。
- (7) その他就労対策に関すること。

(服務)

第5条 協力員は、職業上知り得た秘密を漏らしてはならない。

(細目)

第6条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

付 則

この規則は、昭和60年4月1日から施行する。

付 則(昭和61年4月1日規則第17号)

この規則は、昭和61年4月1日から施行する。

付 則(昭和62年7月1日規則第32号)

この規則は、公布の日から施行する。

平成19年1月24日(水)

市同促理事会 資料

○ 各隣保館における職業安定協力員、社会教育指導員および健康福祉推進員の雇用にかかる諸手続き等について

1 設置目的および身分

① 設置目的

- ・ 職業安定協力員については、同和地区に居住する住民の就職の機会均等および雇用の促進を図り、生活の安定に寄与するため、市に職業安定協力員を設置する。
- ・ 社会教育指導員については、社会教育の充実を図るため、人権センターに社会教育指導員を設置する。
- ・ これまでの地域福祉推進員の活動の成果を継続発展させるとともに、さらに地域の健康啓発と福祉の増進、地域福祉の推進、地域福祉活動のコーディネートやNPO法人の設立等のため、健康福祉推進員として設置する。

② 身分

- ・ 職業安定協力員、社会教育指導員および健康福祉推進員の身分は、非常勤嘱託職員とする。

2 雇用期間

職業安定協力員、社会教育指導員および健康福祉推進員の雇用期間は、任用の日からその日の属する年度の末日までとする。

ただし、任命権者が特に必要と認めたときは、任用を更新することができる。

なお、最長雇用期間は、「草津市非常勤嘱託職員に関する要綱」の第8条第1項に定める5年（最長雇用期間に定める年数内であっても満65歳に達した場合は、当該達した日の属する年度以降の更新は行わない。）とするが、各地域において、適切な後任者が見当たらない場合、当分の間この限りでない。

3. 主な職務

職業安定協力員

- ・ 就労実態の把握に関すること。
- ・ 就職前指導および就職後の職場定着指導に関すること。
- ・ 職業紹介を希望する者に対する公共職業安定所との連絡調整に関すること。
- ・ その他就労対策に関すること。

社会教育指導員

- ・ 社会教育の振興を図るために必要な指導、学習・教育相談および社会教育関係団体の育成等に関すること。

健康福祉推進員

- ・ 地域住民の生活、健康状態の管理指導に関すること。
- ・ 地域住民への保健・福祉制度の周知に関すること。
- ・ 地域ボランティアやNPOの育成支援のための事業推進に関すること。
- ・ 地域住民の健康の維持増進を図るための健康づくり事業に関すること。
- ・ その他健康福祉対策に関すること。

4. 雇用までの手順

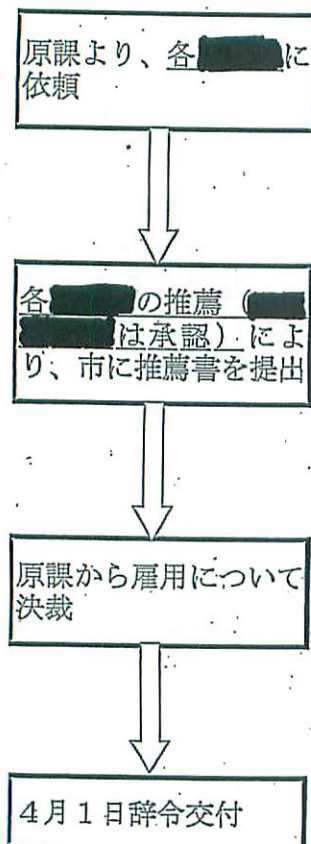
① 雇用手続き

毎年1月末頃、職員課より非常勤嘱託職員の任用（更新）手続きについて各所属に通知があるので、この通知を受け、雇用する原課（商工観光労政課、人権センター、各会館）において諸手続きを行う。

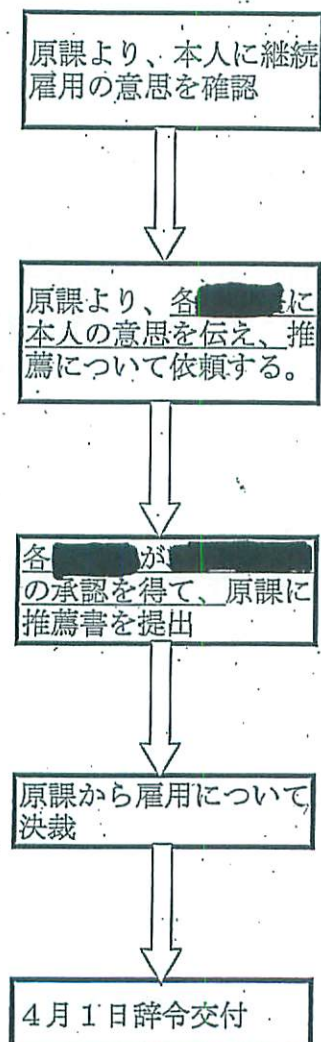
なお、一般の非常勤嘱託職員の雇用にかかる公募方法については、公共職業安定所を通じ、市の広報等で周知し、一般公募しているが、当該3職種については、同和問題に関して深い知識と理解をされ、地域の実情等を十分把握し活動できる方が望ましいという観点から、人選については、一般公募ではなく、各支部から推薦をいただき、各[]の承認をいただいた方を雇用することで手続きを行う。ただし、[]の承認が得られない場合は各支部執行部で諮り、決定権は各[]に委ねる。

② 雇用手続きまでの流れ

◎新たに雇用する場合



◎雇用期間が5年以下の場合



社会教育指導員の任用にかかる諸手続き等につきましては、平成19年1月24日に市			
同促理事会にて別紙のとおり確認され、部落解放同盟各[]の推薦と各[]の承認			
を経て雇用手続きを行うこととし、[]の承認が得られない場合は、支部執行部で諮			
り、決定権は[]に委ねることとなっています。			
つきましては、下記のとおり各[]あて推薦を依頼してよろしいかお伺いします。			
記			
1 依頼先			
・新田教育集会所	社会教育指導員	3名	→ 木川[]
・西一教育集会所	社会教育指導員	1名	→ 西一[]
・橋岡教育集会所	社会教育指導員	1名	→ 橋岡[]
・芦浦教育集会所	社会教育指導員	1名	→ 芦浦[]
2 依頼文	別紙のとおり		
3 予算措置 (内示額)			
款) 教育費	項) 社会教育費	目) 社会同和教育費	
事業名) 社会教育指導員等配置費			
節) 報酬	13,260 千円		
共済費	1,830 千円		
(参考) 社会教育指導員の現況 (H23. 3. 31)			
		別紙のとおり	

記 号
セ

回 議 書

決 裁 区 分		文 書 種 類		保 存	
市長・副市長・教育長 部長・副部長・課長・グループ長		依 頼	永・10・5・3・1	年 12 ・ 3 月まで	文書番号
起案 平成23年 1月31日		起 案 者			公印使用承認
決裁 平成 23 年 2 月 2 日		人権市民協働部 人権センター 人権教育G 補職名 参事 EBL (内線) 氏 名 鹿 島 文 男 (563-1765)			2月14日 
施行 平成 23 年 2 月 2 日					
決 裁				指 示 事 項	
		市長	副市長	教育長	技 監
		※※※	※※※	※※※	※※※
主 管	回 議	部長	副部長	所長	グループ長
					
関係部課 (人権政策課)	合 議	部長	副部長	課長	グループ長
		※※※	※※※		
関係部課 (学校教育課)	合 議	部長	副部長	課長	グループ長
		※※※	※※※		
関係部課 ()	合 議	部長	副部長	課長	グループ長
次のことについて決裁をお願いします。					
標 題 平成23年度教育集会所社会教育指導員の推薦について					
合議者意見					

草 七 発 第 号
平成 2 3 年 1 月 日

部落解放同盟木川支部

様

草津市長 橋 川 渉

平成 2 3 年度教育集会所社会教育指導員の推薦について（依頼）

大寒の候、ますます御清祥のこととお喜び申し上げます。

日頃は、同和教育・啓発の推進につきまして格別の御協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、教育文化の向上と住民の自立意識を高揚し、また各種団体の指導育成等を図るために、地域の教育集会所に配置しております社会教育指導員の任用期間が平成 2 3 年 3 月 3 1 日をもって終了となります。

つきましては、平成 2 3 年度の任用にあたり、別紙により御推薦をいただきたくよろしくお願い申し上げます。

記

- 1 推薦期限 平成 2 3 年 3 月 1 日（火）
- 2 推薦依頼人数 3 名
- 3 雇用の条件等
 - (1) 勤務日数 週 5 日
 - (2) 報 酬 額 月額 1 8 5, 0 0 0 円（継続の場合）
 月額 1 8 1, 0 0 0 円（新規の場合）
 - (3) 任用期間 平成 2 3 年 4 月 1 日から平成 2 4 年 3 月 3 1 日まで

草 七 発 第 号
平成 2 3 年 1 月 日

部落解放同盟西一支部

様

草津市長 橋 川 渉

平成 2 3 年度教育集会所社会教育指導員の推薦について（依頼）

大寒の候、ますます御清祥のこととお慶び申し上げます。

日頃は、同和教育・啓発の推進につきまして格別の御協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、教育文化の向上と住民の自立意識を高揚し、また各種団体の指導育成等を図るために、地域の教育集会所に配置しております社会教育指導員の任用期間が平成 2 3 年 3 月 3 1 日をもって終了となります。

つきましては、平成 2 3 年度の任用にあたり、別紙により御推薦をいただきたくよろしくお願い申し上げます。

記

- 1 推薦期限 平成 2 3 年 3 月 1 日（火）
- 2 推薦依頼人数 1 名
- 3 雇用の条件等
 - (1) 勤務日数 週 5 日
 - (2) 報 酬 額 月額 1 8 2, 0 0 0 円（継続の場合）
 月額 1 8 1, 0 0 0 円（新規の場合）
 - (3) 任用期間 平成 2 3 年 4 月 1 日から平成 2 4 年 3 月 3 1 日まで

草 せ 発 第 号
平成 2 3 年 1 月 日

部落解放同盟橋岡支部

様

草津市長 橋 川 渉

平成 2 3 年度教育集会所社会教育指導員の推薦について（依頼）

大寒の候、ますます御清祥のこととお喜び申し上げます。

日頃は、同和教育・啓発の推進につきまして格別の御協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、教育文化の向上と住民の自立意識を高揚し、また各種団体の指導育成等を図るために、地域の教育集会所に配置しております社会教育指導員の任用期間が平成 2 3 年 3 月 3 1 日をもって終了となります。

つきましては、平成 2 3 年度の任用にあたり、別紙により御推薦をいただきたくよろしくお願い申し上げます。

記

- 1 推薦期限 平成 2 3 年 3 月 1 日（火）
- 2 推薦依頼人数 1 名
- 3 雇用の条件等
 - (1) 勤務日数 週 5 日
 - (2) 報 酬 額 月額 1 8 2, 0 0 0 円（継続の場合）
月額 1 8 1, 0 0 0 円（新規の場合）
 - (3) 任用期間 平成 2 3 年 4 月 1 日から平成 2 4 年 3 月 3 1 日まで

草 七 発 第 号
平成 2 3 年 1 月 日

部落解放同盟芦浦支部

様

草津市長 橋 川 渉

平成 2 3 年度教育集会所社会教育指導員の推薦について（依頼）

大寒の候、ますます御清祥のこととお慶び申し上げます。

日頃は、同和教育・啓発の推進につきまして格別の御協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、教育文化の向上と住民の自立意識を高揚し、また各種団体の指導育成等を図るために、地域の教育集会所に配置しております社会教育指導員の任用期間が平成 2 3 年 3 月 3 1 日をもって終了となります。

つきましては、平成 2 3 年度の任用にあたり、別紙により御推薦をいただきたくよろしくお願い申し上げます。

記

- 1 推薦期限 平成 2 3 年 3 月 1 日（火）
- 2 推薦依頼人数 1 名
- 3 雇用の条件等
 - (1) 勤務日数 週 5 日
 - (2) 報酬額 月額 1 8 5, 0 0 0 円（継続の場合）
月額 1 8 1, 0 0 0 円（新規の場合）
 - (3) 任用期間 平成 2 3 年 4 月 1 日から平成 2 4 年 3 月 3 1 日まで

平成23年 月 日

草津市長 橋 川 渉 様

部落解放同盟

支部

印

平成23年度教育集会所社会教育指導員の推薦について

このことについて、下記の者を推薦いたします。

記

1 住 所

2 氏 名

3 生年月日 昭和 年 月 日

上記の推薦について、承認します。

平成23年 月 日

町・地区同和事業促進協議会

印

○ 各隣保館における職業安定協力員、社会教育指導員および健康福祉推進員の雇用にかかる諸手続き等について

1 設置目的および身分

① 設置目的

- ・ 職業安定協力員については、同和地区に居住する住民の就職の機会均等および雇用の促進を図り、生活の安定に寄与するため、市に職業安定協力員を設置する。
- ・ 社会教育指導員については、社会教育の充実を図るため、人権センターに社会教育指導員を設置する。
- ・ これまでの地域福祉推進員の活動の成果を継続発展させるとともに、さらに地域の健康啓発と福祉の増進、地域福祉の推進、地域福祉活動のコーディネートやNPO法人の設立等のため、健康福祉推進員として設置する。

② 身分

- ・ 職業安定協力員、社会教育指導員および健康福祉推進員の身分は、非常勤嘱託職員とする。

2 雇用期間

職業安定協力員、社会教育指導員および健康福祉推進員の雇用期間は、任用の日からその日の属する年度の末日までとする。

ただし、任命権者が特に必要と認めたときは、任用を更新することができる。

なお、最長雇用期間は、「草津市非常勤嘱託職員に関する要綱」の第8条第1項に定める5年（最長雇用期間に定める年数内であっても満65歳に達した場合は、当該達した日の属する年度以降の更新は行わない。）とするが、各地域において、適切な後任者が見当たらない場合、当分の間この限りでない。

3 主な職務

職業安定協力員

- ・ 就労実態の把握に関すること。
- ・ 就職前指導および就職後の職場定着指導に関すること。
- ・ 職業紹介を希望する者に対する公共職業安定所との連絡調整に関すること。
- ・ その他就労対策に関すること。

社会教育指導員

- ・ 社会教育の振興を図るために必要な指導、学習、教育相談および社会教育関係団体の育成等に関すること。

健康福祉推進員

- ・ 地域住民の生活、健康状態の管理指導に関すること。
- ・ 地域住民への保健・福祉制度の周知に関すること。
- ・ 地域ボランティアやNPOの育成支援のための事業推進に関すること。
- ・ 地域住民の健康の維持増進を図るための健康づくり事業に関すること。
- ・ その他健康福祉対策に関すること。

4. 雇用までの手順

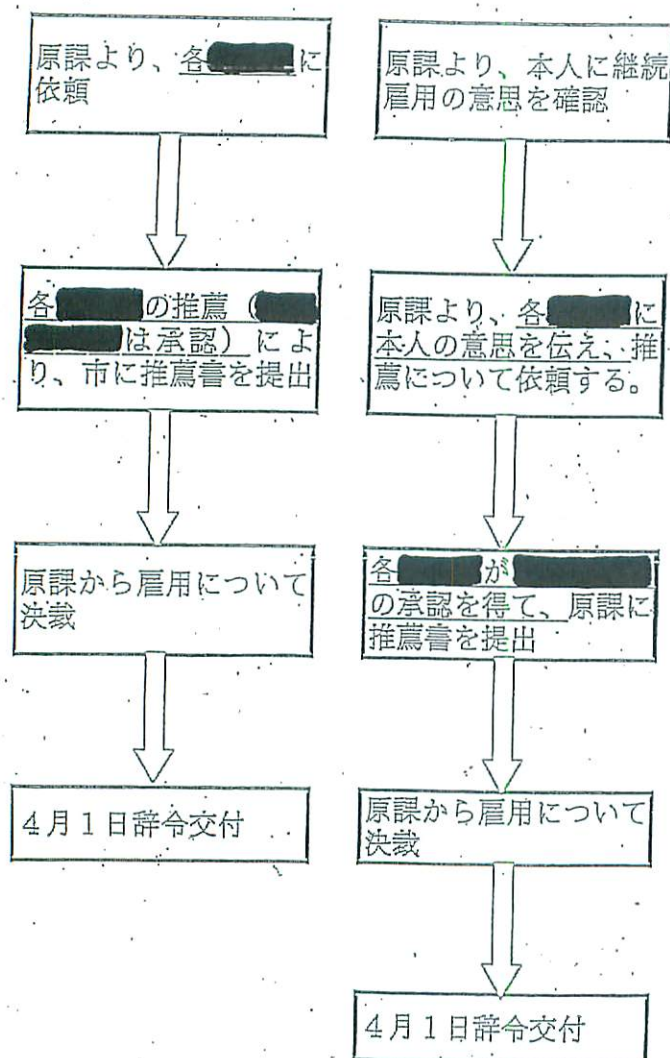
① 雇用手続き

毎年1月末頃、職員課より非常勤嘱託職員の任用（更新）手続きについて各所属に通知があるので、この通知を受け、雇用する原課（商工観光労政課、人権センター、各会館）において諸手続きを行う。

なお、一般の非常勤嘱託職員の雇用にかかる公募方法については、公共職業安定所を通じ、市の広報等で周知し、一般公募しているが、当該3職種については、同和問題に関して深い知識と理解をされ、地域の実情等を十分把握し活動できる方が望ましいという観点から、人選については、一般公募ではなく、各支部から推薦をいただき、各[]の承認をいただいた方を雇用することで手続きを行う。ただし、[]の承認が得られない場合は各支部執行部で諮り、決定権は各[]に委ねる。

② 雇用手続きまでの流れ

◎新たに雇用する場合、 ◎雇用期間が5年以下の場合



平成22年度 社会教育指導員の現況

(H23. 3. 31)

	西一教育集会所	橋岡教育集会所	新田教育集会所	新田教育集会所	新田教育集会所	芦浦教育集会所
名 前						
生年月日						
年 齢						
任用開始	H22. 4. 1～	H22. 4. 1～	H10. 4. 24～	H16. 4. 1～	H16. 4. 1～	H19. 4. 1～
年 数	1年	1年	12年11月	7年	7年	4年
勤務時間	週30時間	週30時間	週30時間	週30時間	週30時間	週30時間
備 考	報酬 181000円	報酬 181000円	報酬 185000円	報酬 185000円	報酬 185000円	報酬 184000円

記 号
人

回 議 書

決 裁 区 分		文 書 種 類		保 存	
市長・副市長・教育長 部長・副部長・課長・グループ長		依 頼		永・10・5・3・1	年 12 月まで 3
起案 平成23年 2月 1日		起 案 者			文書番号
決裁 平成23年 2月 2日		人権市民協働部 人権政策課 人権同和対策 G			2月14日
施行 平成23年 2月 14日		補職名 副参事 氏 名 山本 美佐子			TEL (内線) (2311)
決 裁				指 示 事 項	
市長		副市長		教育長	
技監					
*		*		*	
主 管	回 議	部長	副部長	課長	グループ長
		所属員			
関係部課	合 議	部長	副部長	課長	グループ長
		所属員			
関係部課	合 議	部長	副部長	課長	グループ長
		所属員			
関係部課	合 議	部長	副部長	課長	グループ長
		所属員			
次のことについて決裁をお願いします。					
標 題 平成23年度健康福祉推進員の推薦について					
合議者意見					

隣保館等の今後のあり方に基づく地域福祉の向上をめざして、平成17年度より地域福祉活動のコーディネイトやNPO法人設立に向けての育成支援等を担当する職員として健康福祉推進員を各隣保館に1名ずつ配置しております。（常盤東総合センターは平成18年度から、西一会館は平成23年度からNPOに委託） 具体的な職務は下記のとおりであり、雇用にあたっては一般の非常勤嘱託職員の場合、公共職業安定所を通じ市の広報等で周知し、一般公募していますが、当該職員については、同和問題に関して深い知識と理解をされ、地域の実情等を十分把握し活動できる方が望ましいという観点から、人選については、地域から推薦をいただいた方を雇用することで手続きを行うものとし、この点については、平成19年1月24日に開催の市同促理事会において確認されております。 つきましては、別紙により部落解放同盟各[]に健康福祉推進員（新田会館、橋岡会館勤務）の推薦を依頼してよろしいかお伺いします。
記
1 任用の必要性 県緊急雇用創出特別対策事業として平成14年度から16年度まで実施した地域福祉推進員の活動の成果を継続発展させるとともに、さらに地域の健康啓発と福祉の増進、地域福祉の推進、地域福祉活動のコーディネイトやNPO法人の設立等のため、健康福祉推進員を任用するものです。
2 任用を行う職務 ・ 同和地区住民の生活、健康状態の管理指導に関すること。

・ 同和地区住民への保健・福祉制度の周知に関すること。	
・ 地域ボランティアやNPOの育成支援のための事業推進に関すること。	
・ 同和地区住民の健康の維持増進を図るための健康づくり事業に関すること。	
・ その他健康福祉対策に関すること。	
3 任用予定期間	
期間 平成23年4月1日から平成24年3月31日まで	
4 勤務日数・勤務時間	
毎週火曜日から土曜日 午前9時から16時まで(週30時間)	
(12時から13時までは休憩)	
5 依頼先	
・ 新田会館	健康福祉推進員 1名 → 木川 [REDACTED]
・ 橋岡会館	健康福祉推進員 1名 → 橋岡 [REDACTED]
6 依頼文 別紙のとおり	
【参考】他課が所管する同様の手続による職種	
【商工観光労政課】 職業安定協力員	
【人権センター】 社会教育指導員	
※健康福祉推進員については平成19年度までは各会館において雇用して	
いましたが、平成20年度からは他職種同様、業務内容に統一性を確保す	
るため、人権政策課一括雇用することになりました。	

草 人 発 第 98 号
平成 23 年 2 月 14 日

部落解放同盟木川支部

様

草津市長 橋 川 渉

平成 23 年度健康福祉推進員の推薦について（依頼）

余寒の候、ますます御清祥のこととお慶び申し上げます。

日ごろは、市行政に格別の御協力をいただき厚くお礼申し上げます。

さて、地域住民の福祉の増進と健康啓発、地域福祉の推進を図るため、地域の会館に 1 名配置いたしております健康福祉推進員の任用期間が平成 23 年 3 月 31 日をもって終了となります。

つきましては、平成 23 年度の任用にあたり、別紙により御推薦をいただきたくよろしくお願い申し上げます。

記

- | | |
|----------|-------------------------------------|
| 1 推薦期限 | 平成 23 年 2 月 28 日 (17) |
| 2 推薦依頼人数 | 1 名 |
| 3 雇用の条件等 | |
| (1) 勤務日数 | 週 5 日 |
| (2) 報酬額 | 月額 185,000 円 (継続の場合) |
| | 月額 181,000 円 (新規の場合) |
| (3) 任用期間 | 平成 23 年 4 月 1 日から平成 24 年 3 月 31 日まで |

草 人 発 第 98 号
平成23年2月15日

部落解放同盟橋岡支部

様

草津市長 橋 川 渉

平成23年度健康福祉推進員の推薦について（依頼）

余寒の候、ますます御清祥のこととお慶び申し上げます。

日ごろは、市行政に格別の御協力をいただき厚くお礼申し上げます。

さて、地域住民の福祉の増進と健康啓発、地域福祉の推進を図るため、地域の会館に1名配置いたしております健康福祉推進員の任用期間が平成23年3月31日をもって終了となります。

つきましては、平成23年度の任用にあたり、別紙により御推薦をいただきたくよろしくお願い申し上げます。

記

- | | |
|----------|--|
| 1 推薦期限 | 平成23年2月28日（月） |
| 2 推薦依頼人数 | 1名 |
| 3 雇用の条件等 | |
| (1) 勤務日数 | 週5日 |
| (2) 報酬額 | 月額 185,000円（継続の場合）
月額 181,000円（新規の場合） |
| (3) 任用期間 | 平成23年4月1日から平成24年3月31日まで |

平成23年 月 日

草津市長 橋 川 渉 様

部落解放同盟 支部



平成23年度健康福祉推進員の推薦について

このことについて、下記の者を推薦いたします。

記

1 住 所

2 氏 名

3 生年月日 年 月 日

上記の推薦について、承認します。

平成23年 月 日

町同和事業促進協議会



○ 各隣保館における職業安定協力員、社会教育指導員および健康福祉推進員の雇用にかかる諸手続き等について

1 設置目的および身分

① 設置目的

- ・ 職業安定協力員については、同和地区に居住する住民の就職の機会均等および雇用の促進を図り、生活の安定に寄与するため、市に職業安定協力員を設置する。
- ・ 社会教育指導員については、社会教育の充実を図るため、人権センターに社会教育指導員を設置する。
- ・ これまでの地域福祉推進員の活動の成果を継続発展させるとともに、さらに地域の健康啓発と福祉の増進、地域福祉の推進、地域福祉活動のコーディネートやNPO法人の設立等のため、健康福祉推進員として設置する。

② 身分

- ・ 職業安定協力員、社会教育指導員および健康福祉推進員の身分は、非常勤嘱託職員とする。

2 雇用期間

職業安定協力員、社会教育指導員および健康福祉推進員の雇用期間は、任用の日からその日の属する年度の末日までとする。

ただし、任命権者が特に必要と認めたときは、任用を更新することができる。

なお、最長雇用期間は、「草津市非常勤嘱託職員に関する要綱」の第8条第1項に定める5年（最長雇用期間に定める年数内であっても満65歳に達した場合は、当該達した日の属する年度以降の更新は行わない。）とするが、各地域において、適切な後任者が見当たらない場合、当分の間この限りでない。

3 主な職務

職業安定協力員

- ・ 就労実態の把握に関すること。
- ・ 就職前指導および就職後の職場定着指導に関すること。
- ・ 職業紹介を希望する者に対する公共職業安定所との連絡調整に関すること。
- ・ その他就労対策に関すること。

社会教育指導員

- ・ 社会教育の振興を図るために必要な指導、学習・教育相談および社会教育関係団体の育成等に関すること。

健康福祉推進員

- ・ 地域住民の生活、健康状態の管理指導に関すること。
- ・ 地域住民への保健・福祉制度の周知に関すること。
- ・ 地域ボランティアやNPOの育成支援のための事業推進に関すること。
- ・ 地域住民の健康の維持増進を図るための健康づくり事業に関すること。
- ・ その他健康福祉対策に関すること。

4 雇用までの手順

① 雇用手続き

毎年1月末頃、職員課より非常勤嘱託職員の任用（更新）手続きについて各所属に通知があるので、この通知を受け、雇用する原課（商工観光労政課、人権センター、各会館）において諸手続きを行う。

なお、一般の非常勤嘱託職員の雇用にかかる公募方法については、公共職業安定所を通じ、市の広報等で周知し、一般公募しているが、当該3職種については、同和問題に関して深い知識と理解をされ、地域の実情等を十分把握し活動できる方が望ましいという観点から、人選については、一般公募ではなく、各支部から推薦をいただき、各[]の承認をいただいた方を雇用することで手続きを行う。ただし、[]の承認が得られない場合は各支部執行部で諮り、決定権は各[]に委ねる。

② 雇用手続きまでの流れ

◎新たに雇用する場合

原課より、各[]に
依頼

各[]の推薦（[]
は承認）によ
り、市に推薦書を提出

原課から雇用について
決裁

4月1日辞令交付

◎雇用期間が5年以
下の場合

原課より、本人に継続
雇用の意思を確認

原課より、各[]に
本人の意思を伝え、推
薦について依頼する。

各[]が[]
の承認を得て、原課に
推薦書を提出

原課から雇用について
決裁

4月1日辞令交付